

Briefing

第5回のテーマは、デジタル課税 (Digital Taxation) です。

※登場人物 Aくん、Bさん : 法学部の学生
 C先生 : 法学部の先生

C先生 : デジタル課税の話に入る前に、簡単に、前回 (第4回) のテーマであったPE (恒久的施設) 課税について復習しておきましょう。
 Aくん、簡単に説明してみてください。

Aくん : はい。
 PE (恒久的施設) とは、非居住者または外国法人が (日本) 国内に有する支店・工場等のことをいいます。恒久的施設を有していない非居住者・外国法人の事業に対しては課税されません。このことを、事業所得における「PE (恒久的施設) なければ課税なし」 (No taxation without permanent establishment) の原則といいます。

C先生 : そうですね。それでは、Bさん、PE課税について、国際的に活発な議論がなされていることを知っていますか。

Bさん : はい。
 前回 (第4回) 、デジタル化の進展とPE課税のお話が出たので、その後少し調べてみました。

C先生 : 感心です。それでは、説明してください。

Bさん : 2010年代の半ば頃から、いくつかの有名な巨大多国籍企業 (特に巨大IT企業) が居住地国 (企業が本拠地を置く国) と源泉地国 (所得の発生国) の双方で経済活動の実態に見合う税負担をしていないという「二重非課税」の問題が議論されるようになってきました。もともとIT企業の場合、居住地国以外にPEを持つ必要がないケースが少なくありません。したがって、IT企業がインターネットを通じて経済活動を行っても、消費者の居住地国では、「PEなければ課税なし」の原則により、IT企業の事業所得に対しては課税することができません。このようにPEの不存在を根拠とした税負担回避を含め、多国籍企業が国際的な税制の相違や抜け穴を利用し、軽課税国に利益を移転する等して税負担の軽減を図る行為は、ベップス (BEP S = Base Erosion and Profit Shifting、税源浸食と利益移転) と呼ばれています。BEP Sは、21世紀の第1四半期における国際課税の最大の課題であるとも言われています。

 欧州委員会の試算によれば、大手IT企業の実効税率は平均9.5%で、伝統的な企業の平均23.2%を大きく下回っています。

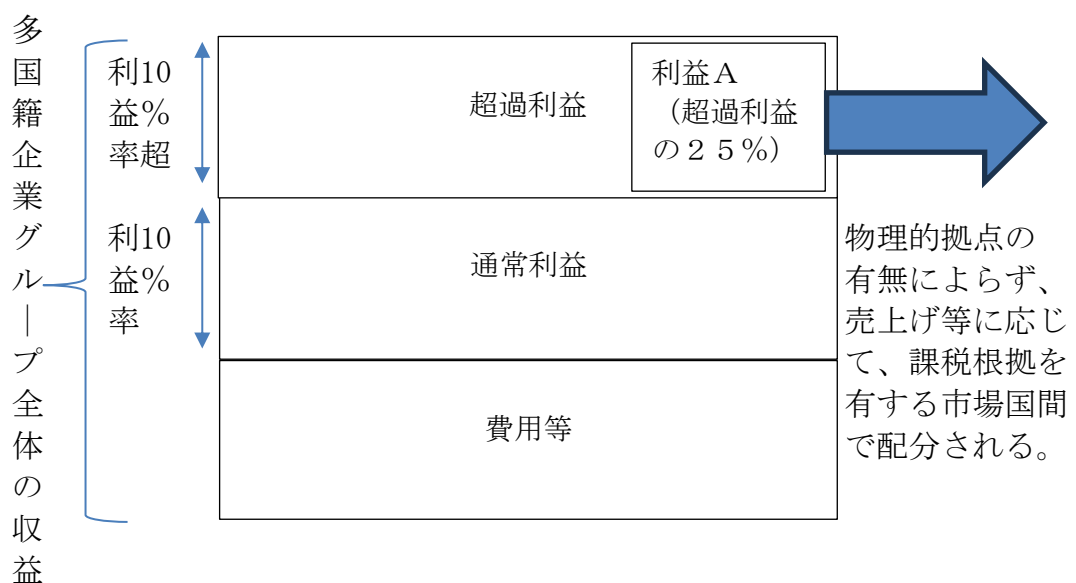
Briefing

Aくん： 巨大IT企業は、脱税（Tax Evasion）をしているのですか。

C先生： Aくん、脱税というのは違法行為ですよ。
これに対し、巨大IT企業の行為はルール・制度の枠内にとどまっています。したがって、節税（Tax Saving）というべきですね。

Aくん： 失礼しました。しかし、公平性の観点から何か釈然としませんね。

C先生： Aくんの感覚もよくわかります。
最近の話として、7月12日、経済協力開発機構（OECD= Organisation for Economic Co-operation and Development）が、巨大IT企業への課税を強化する多国間条約の大枠をまとめたを発表しました。
日米欧、中国、インド等を含む138か国・地域が、年内に署名し、2025年の発効を目指します。
この多国間条約の概要を、下図を使って説明します。
まず、課税の適用対象となるのは、全世界売上高が200億ユーロ（約3.1兆円）超、かつ利益率が10%超の大規模・高利益水準のグローバル企業です（全世界で100社程度）。
次に、適用対象企業の利益率10%を超える利益のうちの25%（「利益A」という。）が、課税根拠を有する市場国間で配分されます。
利益Aは、物理的拠点のない市場国にも多国籍企業の利益に対する課税権を認めるという点で、1920年代に形成された国際課税ルールである「PEなければ課税なし」の原則の抜本的な見直しと評されています。
デジタル多国籍企業が適正な税負担をしていないという問題意識を背景に議論が進められていることから、本件課税は、「デジタル課税」と呼ばれています。



Briefing

- Aくん： なるほど。
この多国間条約は、スムーズに発効されそうですか。
- C先生： 残念ながら、すんなり発効に至るのか、わかりません。米国の存在が大きいのです。
適用対象となる米国企業グループの数は31、利益Aとして再分配される額は529億ユーロで全体の約58%を占める、とされています。米国の署名及び批准が多国間条約実現のカギを握っているのです。
- Aくん： 米国は、2024年に大統領選挙を控えていますしね。
- C先生： そうですね。
最後になりますが、租税法の勉強は、教科書だけでは不十分です。世間の動向に対して常にアンテナを張っておく必要があります。
- Aくん： はい。大変勉強になりました。
- Bさん： はい。私もAくんと同様、大変勉強になりました。

【参考資料】

☆欧州委員会 (European Commission)

“Questions and Answers on a Fair and Efficient Tax System in the EU for the Digital Single Market”、2018/3/21

☆大野雅人

「欧州におけるデジタル課税の潮流－従来の国際課税原則の見直しの議論－」
筑波ロー・ジャーナル26号、2019/6

☆財務省

「新たな国際課税ルールに関する合意について」
説明資料、2021/11/12

☆佐藤良

「経済のデジタル化に伴う国際課税ルール見直しの動向
－デジタル課税とグローバル・ミニマム課税の新たな枠組み－」
国立国会図書館 調査及び立法考査局、2022/7/20

☆経済協力開発機構 (OECD)

“Outcome Statement on the Two-Pillar Solution to Address the Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy”
2023/7/11

Briefing

☆経済協力開発機構（OECD）

“138 countries and jurisdictions agree historic milestone to implement global tax deal”、2023/7/12

☆経済協力開発機構（OECD）

“OECD Tax Talks”、2023/7/19

☆渡辺徹也

「＜補論＞デジタルサービス税と『第1の柱』の多国間条約に関する直近の状況－成果報告書に関連する議論－」、2023/8/21

監修：ブレイクモア法律事務所 弁護士 比護 正史

執筆：ブレイクモア法律事務所 弁護士 上野 弘一

このコラムにご質問がおありの方は、執筆者までご連絡いただければ、幸いです。また、このコラムの意見はあくまでも執筆者の意見であり、弊事務所ブレイクモア法律事務所の意見ではございません。